

建設技術者雇用促進事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の建設業における人材の確保・育成を図るため、予算の定めるところにより、雇用する労働者を建設技術者育成研修に派遣し人材育成を行う建設企業に対して建設技術者雇用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号。以下「要綱」という。）及びこの実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者であつて、建設業を営み、対馬市、壱岐市、五島市又は新上五島町に主たる営業所又は特認営業所を有し、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を長崎県知事又は国土交通大臣から受けているものをいう。
- (2) 建設技術者育成研修 公益財団法人長崎県建設技術研究センターにおいて平成31年度から実施される土木施工管理基礎研修のことをいう。
- (3) 離島地域 長崎県の対馬市、壱岐市、五島市又は新上五島町をいう。

(補助金の対象となる事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、建設事業主が雇用し、かつ離島地域に居住している労働者（以下「補助対象労働者」という。）を建設事業主が建設技術者育成研修に派遣して行う人材育成とする。ただし、補助対象労働者の建設技術者育成研修の受講時間が実研修時間の8割以上の場合を対象とする。

2 補助対象労働者は、事業期間中において、建設事業主の被保険者であるものを対象とする。

(補助金対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費並びに補助額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象労働者が建設事業主の被保険者であることを確認できる書類（雇用契約書（写）等）
- (3) 補助対象労働者の住民票（写）
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の規定により申請書を提出することができる時期は、申請する年度に実施される建設技術者育成研修の開始日までとする。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第7条 規則第11条第2項の規定により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の実績報告書（様式第5号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。
ただし、知事が必要でないと認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業実績報告書（様式第6号）

(2) 事業の成果が確認できる書類（建設技術者育成研修の修了証書（写）等）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

3 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの実施要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象経費		補助額
	経費区分	内容	
人材育成事業費 〔建設事業主が人材育成を行うために補助対象労働者を建設技術者育成研修へ派遣する経費等に対する補助〕	旅費	(1)交通費 ①補助対象労働者が居住する離島地域から研修派遣先への派遣及び帰任に要する往復交通費 ②補助対象労働者が建設技術者育成研修を受講するにあたり、派遣期間の滞在地から研修派遣先への移動に要する現地交通費 (2)宿泊費 補助対象労働者が派遣期間に要する宿泊費	111,680 円 (補助対象労働者 1 人当たり)